

長良川圏域河川整備計画について

岐阜県 美濃土木事務所 河川砂防課

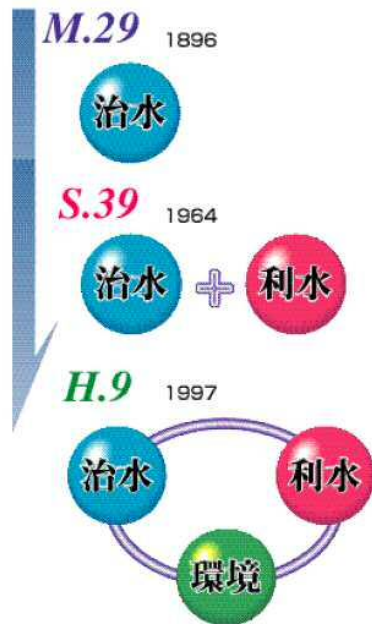
平成30年12月19日

■ 1 はじめに

○ 河川法の改正（平成9年）

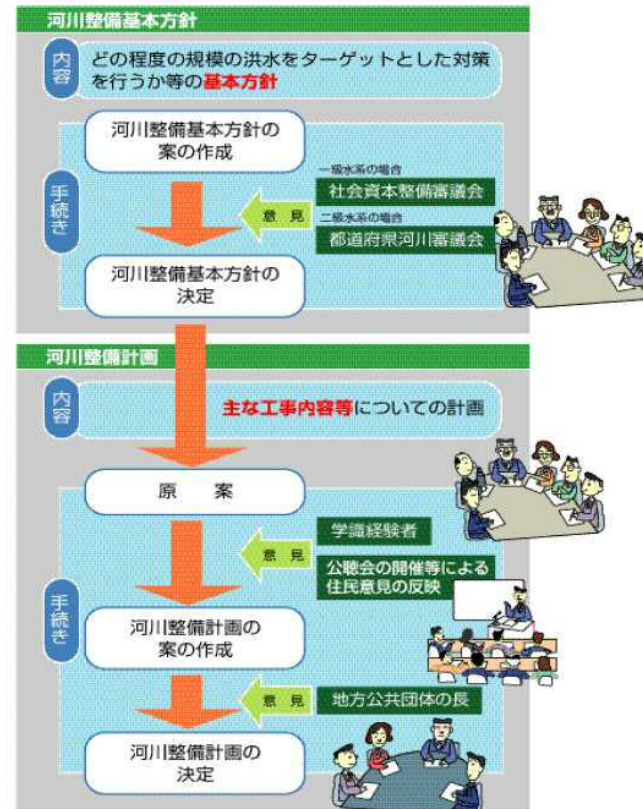
■ 豊かで美しい 河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。



■ 地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。



新しい河川法は、平成9年6月に改正され、同年12月に施行された。

出典：国土交通省水管理・国土保全局HP

○ 長良川圏域河川整備計画の〈第4. 計画の改定に関する事項〉

現時点における課題や河道状況に基づき策定するものであり、策定後の新たな知見や技術、大規模な洪水の発生状況等によって、必要に応じて見直しを行う。

■ 1 はじめに

平成16年10月 台風第23号により甚大な浸水被害発生



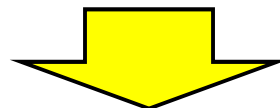
長良川圏域内河川の治水安全度向上が必要



平成17年11月 総合的な治水対策プランを策定



平成18年9月 長良川圏域河川整備計画の策定



平成30年7月豪雨により津保川中上流部で甚大な浸水被害が発生



津保川中上流部の治水安全度向上が必要



長良川圏域河川整備計画の変更(検討中)